



ホットな見守りニュース

突然届いた心当たりのない品物!?!の巻



見守りポイント

◎「注文していないのに突然郵便物が届いた」「心当たりのない荷物が宅配便で届いた」などの相談が寄せられています。

◎届いたものは植物の種子やマスク・靴下 マフラー・サングラスなど、いろいろです。

※品物が植物の種子の場合は神戸植物防疫所 大阪支所(☎06-6571-0801)に連絡してください。

対処方法

◆心当たりがなくとも、実は家族や知人からの贈り物というケースもあります。自分が贈り物を送るときは、事前に相手に連絡するようにしましょう。

◆不在の家族あてに代金引換で宅配便が届いたときは、支払いをする前に家族に確認しましょう

◆注文していない商品が一方的に送られてきて、料金を請求された場合は、商品が届いてから14日間経過すれば処分できます。(業者に引取請求した場合は請求日から7日間)

和歌山市消費生活センター

〒640-8511
和歌山市七番丁23番地 市役所庁内2F市民生活課内

073-435-1188

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。